



特定2号になると、 家族と暮らせる！

- 家族（配偶者・子）と日本で生活できる
- 在留期間が最長3年となり、ビザの更新が少なくなる
- 特定技能1号（5年）＋特定技能2号（5年）で永住許可申請が可能となる
- 入管や国交省の届出（四半期報告、随時届出等）が減る
- 受入負担金（1人12,500円）支払いが不要となる
- 登録支援機関への委託料が不要となる